

折込広告基準

株式会社新潟日報サービスネット

日本新聞協会に加盟する新聞社とその販売店は、折込広告の社会的影響を考慮して「新聞折込広告基準」を設けております。株式会社新潟日報サービスネットはその基準を参考にして、下記項目に該当及び抵触する折込広告の取り扱いをお断りする場合があります。

1、責任の所在および内容が不明確な広告

- ・広告主名、所在地名、連絡先が記載されていない広告。
- ・広告の意味、目的が分からないもの。

2、虚偽または誤認されるおそれがある広告

- ・「日本一」「世界一」など最高・最大級の表現、「確実に儲かる」「ぜったいにやせる」などの断定的表現を何の根拠もなく使用した広告。
- ・「不当な二重価格表示広告」および「おとり広告」。

3、公序良俗を乱す表現の広告

- ・露骨な性表現あるいは暴力や犯罪を肯定、礼賛する広告、麻薬・覚醒剤の使用を賛美したり、その他残虐な表現のある広告。

4、不動産広告

- ・「宅地建物取引業法」などの関係法規、不動産公正取引協議会の「不動産の表示に関する公正競争規約」の要件を備えていないもの。

5、求人広告

- ・雇用主の名称・所在地・連絡先、企業の業種と就業する職種など必要な事項が記載されていない広告。
- ・「男女雇用機会均等法」「雇用対策法」に抵触するおそれがあるもの。
- ・履歴書用紙付求人広告で、履歴書に本籍地、家族関係、宗教・支持政党など差別につながる項目があるもの。
- ・求人広告に見せかけて講習料をとったり、物品・書籍などを売りつけたりすることが目的の広告。

6、名誉毀損・プライバシーの侵害などのおそれがある広告

- ・名誉毀損・プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれのあるもの。

7、選挙運動ビラなど

- ・選挙運動のための折込広告で、「公職選挙法」の要件を備えていないもの。

8、弁護士広告

- ・弁護士および外国特別会員の業務広告で、日本弁護士連合会の「弁護士の業務広告に関する規程」「外国特別会員の業務広告に関する規程」により定められた範囲を逸脱しているもの。

9、医療関係の広告

・医薬・歯科医薬・病院・診療所・助産所などの広告で、医療法に定められた事項が記載されていないもの。あん摩業、マッサージ業、柔道整復業などについて、関連法規に定められた事項以外が記載されている広告。

10、医療品の広告

・医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具・特定疾病用の医薬品・承認前の医薬品などの広告で、「医薬品等適性広告基準」の範囲を逸脱しているもの。

11、健康食品の広告

・医薬品的な効能・効果が表示されているもの。

12、エステティックの広告

・「特定商取引法」で定められた誇大広告の禁止に抵触するおそれがあるもの。＜例＞安全、完璧、日本一、業界一、業界初、絶対、永久、永遠、治療、治すなど

13、金融関係の広告

・貸金業の広告について、「貸金業の規制等に関する法律」で定められている表示事項(利率や登録番号など)の記載が不十分なものや、貸し付け条件において禁止されている誇大広告。

・抵当証券業、投資顧問業、金融先物取引業などの広告について、関連法規(抵当証券法・投資顧問業法など)によって禁止されている虚偽誇大、誤認期待の表現が含まれていると判断されるもの。

14、新聞社・折込会社・販売店の業務に支障を発生させるおそれがある広告

・前記以外の事項でも、政治・宗教問題や係争中の問題、もしくは意見が大きく分かれ政治・宗教問題化、係争化が予想される内容など、折込実施によって新聞社・折込会社・販売店の業務や営業活動に支障や不利益を発生させるおそれがあるもの。

・新聞形態の広告、新聞本誌と誤認されやすい広告。

15、その他

・公序良俗に反したり、反社会的な表現の広告、誹謗中傷のおそれのある広告、あるいは迷信などに頼る非科学的な広告。

・独占禁止法、景品表示法、関係告示、規約に反するもの。

・その他、当社が妥当でないと判断した広告。可否の理由について、当社は説明する義務を負いません。

※上記に限らず、判断が難しいものは、諸関係機関の指導・協議により決定させていただきます。ご不明の点につきましては当社へお問い合わせください。

[平成 14 年 5 月 17 日改正] 日本新聞協会(一部抜粋)